



民 二 第 6 4 9 8 号

統 発 第 3 3 0 号

昭和 4 8 年 8 月 2 3 日

法 務 局 長
各 地 方 法 務 局 長 殿
都 道 府 県 知 事

法 務 省 民 事 局 長

厚生省大臣官房統計調査部長

死亡届書に添付した死亡診断書の
誤記訂正について（通達）

医師が死亡診断書を作成し、これを添付して死亡届
が出され、人口動態調査死亡票を作成送付後に、上記
診断書に誤記があるため訂正すべき事実を発見し、そ
の旨申し出があつた場合の措置について下記のとおり
取り扱い方を改めたので、御了知のうえ貴管下各支局
長、市区町村長及び保健所長に対し、周知方よろしく

お取り計らい願いたい。

なお、「死亡届書に添付した死亡診断書の誤記訂正に関する件（昭和24年12月21日民事甲第2824号、統発第368号）」は、廃止する。

記

- 1 死亡届出を受理した市区町村長は、誤記のある死亡診断書を作成した医師に対して、届書と同通数の正しい診断書に誤記の理由を記載した書面を添付して提出させるとともに、遅滞なくその旨を当該市区町村を管轄する保健所長に通知する。
- 2 市区町村長より前項の通知を受けた保健所長は、その医師につき慎重に調査し、誤記の事実が明らかになったときはその旨回答する。
- 3 第1項の通知を受けた保健所長は、その医師の住所地が管轄区域外にあるときは、その医師の住所地を管轄する保健所長に調査を依頼し、回答を得たうえ市区町村長に回答する。

なお、都道府県を異にする場合には、その依頼及び回答は関係各都道府県を経由して行う。

- 4 第2項及び前項の通知を受けた市区町村長は、直ちに当該市区町村を管轄する保健所長及び都道府県を経由して死亡票の訂正方を厚生省に届け出るとともに、医師より提出させた

正しい死亡診断書を死亡届末尾の死亡診断書に掛紙し、事由を付記して契印する。

- 5 死亡届書が既に他の市区町村又は、監督法務局、地方法務局若しくはその支局に発送済みのときは、市区町村長は遅滞なく第1項によつて提出させた正しい診断書を前記届書発送先に追送し、その追送を受けた者においてそれぞれ前項後段の処置をする。

前各項における死亡診断書の取り扱いは、戸籍法及び同法施行規則の規定に基づくものではないが、市区町村長はその発収については、戸籍発収簿等に記載して、これを正確にしておくのが相当である。

なお、死亡診断書の誤記の訂正が死亡届書の他の記載事項と関連がある場合は、市区町村長は前記各項の取り扱いのほか、届出義務者より届出の追完又は戸籍訂正の申請をさせなければならないことはいうまでもない。